

「花キューピット+ぷらす」利用規約

花キューピット株式会社（以下、「弊社」といいます）は、弊社が運営する「花キューピット+ぷらす」の利用規約を、次の通り定めます。本サービスを利用される法人又は個人は、この規約が定める各条項について、予めご確認の上、ご同意を頂いたものとさせていただきます。

第1条 （定義）

- この利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める通りとします。
 - 「本規約」とは、この利用規約のことをいいます。
 - 「本サービス」とは、弊社が「花キューピット+ぷらす」として提供する商品の販売及び商品に関する情報提供並びにこれらに関連した諸サービスをいいます。
 - 「JFTD」とは、一般社団法人JFTDのことをいいます。
 - 「会員」とは、本規約を承諾したうえで、当社所定の手続に従って本サービスの会員登録を申請し、弊社がこれを承認しJFTDの同意を得た法人及び個人をいいます。
 - 「入会希望者」とは、会員になることを希望して弊社に対して会員登録申請を行う法人或いは個人をいいます。
 - 「利用者」とは、JFTD、会員及び弊社を含む本サービスの利用者をいいます。

第2条 （本規約の範囲及び変更）

- 本規約は、本サービスの利用に関し、利用者に適用されるものとします。
- 弊社は、JFTDと協議の上、会員に事前の承諾を得ることなく、本サービス上で告知又は弊社が適当と判断する方法で利用者に通知することにより本規約を変更できるものとします。なお、会員は、変更後の本規約の内容を承諾しない場合、その選択に従って、退会することができるものとします。

第3条 （本サービスの利用）

- 利用者は、本規約、本サービスの利用ガイド、弊社がJFTDと協議のうえ別途定めるルール等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条 （会員登録）

1. 入会希望者は、次に掲げる事項について予め承諾しています。
 - ① 弊社の指定する方法に従い会員登録申請を行うこと。
 - ② 別途弊社の指定する月額会費を負担すること。
 - ③ 入会希望者は、J F T D又は弊社の都合により入会が承認されない場合があること。
 - ④ 入会が拒絶された場合でも一切異議は申し立てないこと。
 - ⑤ 入会希望者が登録した情報（登録が承認されて会員となった後に新たに登録又は修正した情報を含みます。）をJ F T Dと弊社にて共有すること。
2. 弊社は、前項第1号にいう申請を行った入会希望者に対して登録の承認又は拒絶の通知を、入会希望者が登録時に登録した e-メールアドレスに e-メールを送信することによって行います。
3. 弊社は、入会希望者が次の各号の一に該当する場合には、当該登録申請を承認しない場合があります（列挙しますがこれらに限定されません。）。この場合、弊社は、当該入会希望者に対し、不承認の理由を開示する義務を負いません。
 - ① 入会希望者が、以前に本規約或いは入会希望者とJ F T D又は弊社のいずれか一方若しくはその両者との間で締結した契約書が規定する事項に違反をした事実があり、それによって会員登録の抹消等の処分を受けている場合。なお、当該入会希望者が別法人を設立して会員登録を行おうとする場合など、当該入会希望者が実質的に過去に会員登録の抹消等の処分を受けたものと同一人又は同一個人と弊社が判断する場合を含みます。
 - ② 入会希望者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力（以下、「暴力団等反社会勢力」といいます。）である場合、又は過去に暴力団等反社会勢力であった事実がある場合。
 - ③ 入会希望者の申請内容に虚偽の事項が含まれている場合。
 - ④ J F T Dが当該登録申請に同意しない場合。
 - ⑤ その他登録申請を承認することが不適当であると弊社が判断する場合。

第5条 （変更の届出）

1. 会員は、住所、氏名、電話番号その他弊社に届け出ている事項に変更が生じた場合には、弊社が別途指定する方法によって直ちに弊社に届け出るものとします。
2. 会員が、前項にいう届出を怠ったことによって弊社からなされた通知、送付された書類等（会員が本サービスを利用して購入した商品等も含みます。）が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 会員が、本条第1項にいう届出を怠ったために利用者に生じた一切の損害は、会員の責に帰するものとし、会員は斯かる損害の一切を利用者に対して補償するものとします。

第6条 (ID等の管理)

1. 会員は、弊社から付与された会員証、ユーザーID及びパスワード（以下、本条において「ID等」といいます。）が重要なものであることを十分に認識し、ID等の取り扱いにつき管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID等を、会員以外の者に譲渡、貸与、開示してはなりません。
3. 会員はID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などに起因する一切の損害につき自ら責任を負うものとします。
4. 会員は、ID等がその他の利用者を含む第三者によって不正に使用されていること又はそのおそれが判明した場合には、直ちに弊社に電話によって連絡し、弊社の指示に従わなくてはなりません。
5. 会員は、弊社又は弊社から作業を正式に受託している者から求めがあった場合には、会員証を提示しなくてはなりません。

第7条 (利用者情報)

1. 本サービスの利用に関連して弊社が知り得た会員を含む利用者の企業情報及び個人情報について、弊社は、特段の断りがない限りにおいては弊社が掲げる「花キューピット株式会社個人情報保護方針」に従って管理しこれを利用します。

第8条 (サービスの範囲)

1. 会員は、本サービスを利用することができるものとします。
2. 弊社は、JFTDと協議の上、会員が利用できる本サービスの範囲について別途定めることができるものとします。
3. 弊社は、JFTDと協議の上、会員が利用できる本サービスの範囲を会員に事前の承認を得ることなく変更することができるものとします。

第9条 (禁止事項)

1. 次の各号に掲げる行為は、会員は行ってはならないものとします。
 - ① 会員が会員登録申請若しくは修正を行う際又は本サービスを利用する際に虚偽の内容を入力する行為。
 - ② 本サービスの運営を妨げ、その他本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為。
 - ③ ユーザーID又はパスワードのいずれか一方又はその両方を不正に使用する行為。
 - ④ 他の利用者若しくは第三者に迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為。

- ⑤ 他の利用者若しくは第三者の著作権等の知的財産権、プライバシー、人格権その他の権利を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - ⑥ 公序良俗に反する行為その他法令等に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為。
 - ⑦ その他、弊社が不相当と判断する行為。
2. 前項各号に掲げた行為を会員が行ったことによって生じる他の利用者又は第三者に発生する一切の損害は、当該会員の責に帰するものとし、当該会員はその損害を賠償するものとします。

第10条 (本サービスの利用停止、会員登録の抹消等)

1. 会員が次に掲げる各号の一に該当する場合、弊社は、会員に事前通知することなく本サービスの利用を停止し、又は、会員登録を抹消することができます。この場合、JFTD及び弊社はそれによって会員に発生するいかなる損害についても免責されるものとし、会員はそれに異義を申し述べないものとします。
- ① 会員が以前に本規約が規定する事項に違反をした事実があり、それによって会員登録の抹消等の処分を受けている場合。なお、会員が別法人を設立して会員登録をしていた場合など、実質的に斯かる処分を受けたものと同一法人或いは同一個人と弊社が判断する場合を含みます。
 - ② 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力（以下、「暴力団等反社会勢力」といいます。）であることが判明した場合、又は過去に暴力団等反社会勢力であったことが判明した場合。
 - ③ JFTD又は弊社に対する債務の履行の遅延又は不履行があった場合。
 - ④ 別に弊社が定める期間における会員の本サービスの利用累計額が、第20条に定める「月間販売限度額」に達した場合。
 - ⑤ 本規約の規定する事項の一に抵触した場合。
2. 会員が前項第3号に掲げる事態に該当することとなった場合、当該会員に関わる、そのとき以降に出荷日が到来する全ての予約取引（弊社が一定の申し込み期間を設けて注文を募る取引をいいます。）を弊社は解除することができることに予め会員は承諾するものとします。
3. 会員は、本条第1項各号に掲げた事態に該当することとなった場合、弊社の判断により、会員が弊社またはJFTDに負担する債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに弊社またはJFTDに弁済するものとします。
4. 弊社は本条第1項各号に掲げた事態が改善されたと認めた場合には、本サービスの利用停止の解除或いは会員登録の抹消後の再登録を認める場合があります。
5. 前項にいう本サービスの利用停止の解除又は会員登録の抹消後の再登録は、本条第1項各号に掲げた事態が治癒したといえども、弊社がその事実を認識・確認し、

実際に解除作業又は再登録作業を行うために必要となる合理的な期間の経過後に行われることを会員は予め理解し承諾しているものとします。

第11条 (知的財産)

1. 本サービスに関する所有権、知的財産（コンテンツ、文書、画像、動画、画面デザイン、弊社が作成又は送信する電子メールその他一切の著作物の著作権、商標、デザイン等を含みますがこれらに限られるものではありません。）その他の一切の権利は、弊社若しくは弊社が定める者又は弊社に使用を許諾している者に帰属しており、利用者は、本サービスを通じて提供されるコンテンツ、サービス、ソフトウェア、著作物、有体物、情報その他一切につき、著作権法その他法令で認められている場合を除き、弊社及び権利者に無断で使用、複製、翻案、改変、翻訳、転載、配布、公開、公衆送信、譲渡、貸与、使用許諾等その他一切の処分を行うことはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用によって、前項に指定する権利につき何らの権利の付与も受けるものではありません。
3. 利用者は、本条第 1 項に定める権利につき、当該権利を侵害するおそれのある行為を行わないものとします。
4. 利用者が弊社に提供した意見、問い合わせ、投稿、画像、コンテンツ、電子メール、ファイル、ソフトウェアその他の著作物、情報及び有体物（以下、本条において「利用者提供情報等」といいます。）は、弊社又は弊社が指定する者にその所有権が帰属し、かつ利用者提供情報等は、弊社及び弊社が指定する者並びに弊社又は、弊社が指定する者が許諾する者が、国内外において無償にて、いかなる目的にも自由に使用（複製、翻案、改変、翻訳、転載、配布、公開、公衆送信、譲渡、貸与、使用許諾等その他の一切の処分を含みますがこれらに限られるものではありません。）することができるものとします。但し、企業情報及び個人情報については、第 7 条の規定に従うものとします。
5. 利用者は、利用者提供情報等を弊社又は弊社の運営するサービスに提供した時点において、前項の規定に同意したものとみなされることに異議を申し立てないものとします。利用者は利用者提供情報等につき、弊社若しくは弊社が指定するもの又は弊社若しくは弊社が指定するものが許諾する者に対し、著作人権権行使しないことに同意するものとします。
6. J F T D 及び弊社は、意見、投稿の掲載等、利用者提供情報等につき利用等を行う義務を負わないものとします。
7. 弊社は、利用者提供情報等につき、秘密保持義務を負わないものとし、利用者は、利用者提供情報等を弊社又は弊社が運営するサービスに提供した時点において、

これに同意したものと看做されることについて異議を申し出ないものとします。
但し、企業情報及び個人情報については第7条の規定に従うものとします。

8. 本条の規定に違反して権利者あるいは第三者との間で問題が生じた場合、会員は自己の責任と費用においてその問題を解決するとともに、弊社に迷惑又は損害を与えないものとします。

第12条 (商品等の購入)

1. 会員は、本サービスを利用してJFTDを経由して商品等を購入することができます。
2. 利用者は、商品等の購入を希望する場合、弊社が指定する方法に従って商品の購入又はサービスの利用を申し込むものとします。利用者は、申込内容につき真実かつ正確なデータを入力し、送信するものとします。
3. 前二項の定めに基づく会員による申込は、弊社が当該注文に関する確認の連絡を会員の登録 e-メールアドレスに送信した時点、または本サービスのシステム上に注文受付確認の表示を行った時点で、会員による申込は、受け付けられたものとします。
4. 弊社による申込の受付の完了により、売買契約が成立するものとし、弊社は会員に対して受け付けた申込の内容に基づき商品の販売を行います。会員は受け付けられた申込内容を十分に確認するものとし、万が一間違いがある場合は直ちに弊社に申し出るものとします。
5. 弊社は、申込を受け付けた後、商品の欠品等やむを得ない場合は、会員に対して申込内容の変更等を申し出、又は申込の受付をキャンセルすることができるものとします。
6. 会員は、各注文に関して弊社が認めた範囲に限り、申込内容の変更・キャンセルを申し出ることができます。会員からの申込内容の変更・キャンセルは、弊社が確認の連絡を会員の登録 e-メールアドレスに送信した時点で受け付けられたものとします。
7. 弊社は、会員による申込について、個数や金額等につき制限を行うことがあります。
8. 本条各項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して不正行為又は不適当な行為があった場合は、弊社は、売買契約を取消又は解除、履行停止その他JFTDと弊社が協議して適切と認めた措置を取ることができるものとします。

第13条 (配達)

1. 弊社は、弊社が定める配達可能な日付・時間帯の中から、会員が申込時に指定した日付・時間帯に、会員が本サービスを利用して購入した商品（以下、「商品」といいます。）を会員の指定配達先に届けます。なお、弊社は、会員が指定した

時間帯内の特定時間での配達には応じかねます。

2. 商品の配達には、購入金額に応じて商品の申込ごとに弊社が別途定める配達料が発生します（同一配達時間帯内に商品の申込が複数回ある場合も申込ごとに発生します。）。なお、商品の再配達等が発生した場合も同様とします。
3. 申込の商品は、別途会員と弊社が合意する場所における引き取り又は配達のほか、その他弊社が同意した方法をもって引渡しが行われるものとします。
4. 会員が別途会員と弊社が合意する場所における配達を指定した場合には、配達先に会員又は会員が別途指定した受取人が不在であるときは、弊社は商品を持ち帰ります。この場合、弊社が定める方法で再配達を行います。なお、弊社の責によらない理由により、商品を弊社が定める期限内に再配達できなかった場合、会員はキャンセル料として商品代金を負担します。
5. 弊社は、配達時に会員又は会員が別途指定した受取人の確認のための身分証明書の提示をお願いすることがあります。
6. 会員は、商品を受領後速やかに開封し、申込と配達された商品やその数量に差異がないか、また、配達された商品に瑕疵がないかを確認するものとします。弊社は、商品を配達した後に生じた商品の紛失や盗難、商品の放置による品質の劣化及び変質等については責任を負いません。

第 14 条（所有権の移転）

1. 商品は、次に掲げる各時点で所有権が当該各号にいうとおり移転するものとします。
 - ① 会員が商品の受け取り方法として、別途会員と弊社が合意する場所において引き取ることを指示した場合は、当該引き取りの時点で弊社から J F T D に商品の所有権は移転し、同時に J F T D から会員に商品の所有権は移転するものとします。
 - ② 会員が商品の受け取り方法として、会員が予め弊社に届け出て、弊社が承諾した場所までの商品の配達を指示した場合には、弊社或いは弊社が配達を委託した業者が、当該会員が届け出た場所に商品を配達した時点で弊社から J F T D に所有権が移転し、同時に J F T D から会員に所有権が移転するものとします。
2. 前項にいう J F T D から会員への商品の所有権の移転をもって受け渡しは完了とします。

第 15 条（危険負担）

1. 前条にいう受け渡し完了後に生じた弊社の責めに帰すことのできない事由による商品の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は会員の負担とします。但し、前項の定めに関わらず、次の各号に掲げる場合にあっては、危険負担の分担については

当該各号に定めるとおりとします。

- ③ 会員が前条第1項第1号にいう商品の受け取り方法を指示した場合であって、商品を引き渡すべきときに、会員が、会員と弊社が別途合意した場所に現れないために引き渡しができない場合にあつては、商品を引き渡すべきときに受け渡し完了したものと看做すものとします。但し、商品の所有権は、実際に会員が受領するまでは弊社から移転しないものとします。
- ④ 会員が前条第1項第2号にいう商品の受け取り方法を指示した場合であって、会員が不在その他の理由で弊社或いは弊社が商品の配達を委託した業者が会員に商品を配達できなかった場合にあつては、弊社或いは弊社が商品の配達を委託した業者が配達のために会員が届け出た場所に、商品の配達のために第一回目に訪れた時点をもって、会員が実際に受け取ったか否かに関わりなく受け渡しは完了したものと看做すものとします。但し、商品の所有権は、実際に会員が受領するまでは弊社から移転しないものとします。

第16条（決済方法）

1. 会員が本サービスを利用して購入する商品等は、弊社からJ F T Dに販売され、その後、会員に販売される取引であることを会員は了知し了解しているものとします。
2. 会員が本サービスを利用して購入した商品等に係る支払代金は、J F T Dの総合精算システムを通じて、会員がJ F T Dに対して有する一切の債権と相殺し決済されるものとします。
3. 本サービスの利用に伴い発生する会員のJ F T Dに対する支払債務については、出荷日が毎月1日から15日までの間の日に属する取引については、当該月の月末を支払期限とし、又、出荷日が毎月16日から月末日までの日に属する取引については、その翌月15日を支払期限とします。但し、支払期限が金融機関営業日でない場合には、その翌営業日を支払期限とします。但し、商品等のうちサービスの場合にあつては、別途弊社が定める方法によるものとします。
4. 会員が、弊社による請求に基づき本サービスの利用に関わる代金の支払いを期日どおりに行わない場合、当該未払いの代金に対する延滞料をJ F T Dの規定に応じてお支払いいただきます。
5. 前項に定める延滞料のほか、会員による債務の支払いが遅延したことにより、発生した手続き等に関わる費用等の一切は、会員としての地位が継続しているか否かにかかわらず、会員が負担します。
6. 会員に支払遅延が生じている場合、弊社は、会員からの新たな注文の受付、及び既に注文を受け付けた商品の配達を弊社の判断でお断りすることがあります。この場合、弊社は、会員に生じる損害につき一切の責任を負いません。

第 17 条 (商品等の返品、クレーム等)

1. 第 12 条第 2 項にいう申し込みがなされ、一旦約定が成立した場合、それ以降の時点で、申し込み済みの申し込み内容の訂正若しくは取消又は申し込み済みの商品等の返品若しくは値引きはできないものとします。但し、次に掲げる各号にいう場合に該当すると弊社が認めた場合はその限りではありません。
 - ① 複数市場相対取引(「花キューピット+ぷらす」Web サイト上の「市場調達商品」での取引)以外の取引の場合であって、弊社が設定する申し込み締切時限(弊社が別途訂正又は取消の申出締切時限を定めた場合にあっては、当該申出締切時限)以前に会員が申し込み内容の訂正又は取消を行う場合。
 - ② 会員が本サービスを利用して購入した商品等に会員の責に帰することが適当でない瑕疵があると弊社が判断した場合。
 - ③ 実際に会員が本サービスを利用して購入した商品等と会員に届けられた、或いは会員が引き取った商品等が相違している場合。
 - ④ 会員が本サービスを利用して購入した商品等が会員に届かない場合(引取の場合で引取を行うべき場所での引取が会員に起因する要因以外で行うことができない場合を含みます。)。但し、第 5 条の規定に抵触する場合は除きます。
 - ⑤ その他弊社が会員にその責を帰することが適当でないと弊社が認めた場合。
2. 前項但し書きに従って返品又は値引きを申し出る場合は、会員は、会員が申出の対象となる商品等を受領した時から、当社が別途定める期間内に、当社が別途定める方法に従って当該申出を行わなくてはならないものとします。
3. 前項にいう期間内に会員が申出を行わなかった場合及び前項にいう方法に従って会員が申出を行わなかった場合は、たとえ会員が本サービスを利用して購入した商品等が本条第 1 項但し書きにいう場合に該当する場合であっても、弊社は、返品又は値引きに応じる必要はないものとします。

第 18 条 (商品等に関する免責)

1. 弊社が会員からの注文を受けた商品等について、生産者、卸売会社若しくは弊社の出荷状況の変動等によって品切れ又は入手不能となった場合は、弊社は当該注文をいつでも解除できるものとします。なお、会員が行った注文が複数の商品等を購入する注文であった場合で、当該商品等の一部が品切れ又は入手不能となった場合は、斯かる品切れ又は入手不能となった一部の商品等についての注文のみを、弊社は解除するものとします。
2. 弊社は、本サービス上での商品等に関する説明或いは表記についてはできる限り正確性を期してはいるものの、正確性、完全性及び最新性等に一切誤りがないことを保証するものではないことを会員は予め了知し承諾するものとします。万一、本サービス上で現状と異なる説明或いは表記がなされていた場合には、現状を優

先するものとします。

第 19 条 (報告)

1. 会員は、J F T D 又は弊社から財産、経営概況又は本サービスを運営するにあたり必要な事項について開示するよう要請があった場合には直ちに報告するものとし、また、調査に必要な便益を J F T D 又は弊社に対して提供するものとします。
2. 財産、経営概況について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときには、J F T D 又は弊社からの要請がなくとも直ちに J F T D 及び弊社に報告するものとします。
3. 会員が弊社又は J F T D に対して報告した内容について、J F T D が弊社に対して、又は弊社が J F T D に対して報告することについて、会員は一切異議を申し立てないものとします。

第 20 条 (月間販売限度額)

1. J F T D は、J F T D が別途定める期間毎に会員が購入することができる最大金額（以下、「月間販売限度額」といいます。）の制限を置くことができるものとし、弊社はシステム上に月間販売限度額を登録することで、会員が当該金額を超えて本サービスを利用することができないようにすることができるものとします。
2. 弊社は、月間販売限度額を設定した場合は、そのシステム上の登録までに会員に対して月間販売限度額を通知するものとします。
3. J F T D はいつでも月間販売限度額を変更することができるものとします。
4. 月間販売限度額を変更するときには、原則として、弊社は会員に対して、月間販売限度額を変更しようとするときの少なくとも一月前までにその旨の通知を会員に対して実施するものとします。但し、J F T D がその債権保全上やむを得ないと判断する場合は会員に対して通知することなく月間販売限度額を変更できるものとし、会員は一切異議を申し立てないものとします。

第 21 条 (情報の管理)

1. 弊社は、会員が本サービスに対し弊社が利用することを承諾した上で発信したコメントその他の情報について、弊社が利用可能と判断した場合には、会員に断りなく本サービスにおいて利用できるものとします。但し、企業又は個人を特定する情報の利用は第 7 条に従います。
2. 前項にいうコメントその他の情報が次に掲げる各号のうち一つにでも該当する場合には、弊社は、会員に何らの通知を行うことなくこれを削除することができるものとします。
 - ① 当該コメントその他の情報が J F T D、弊社又は第三者の著作権その他の権

利を明らかに侵害している又はそのおそれがあると弊社が判断した場合。

- ② 当該コメントその他の情報が J F T D、弊社又は第三者の名誉又は信用を明らかに毀損している場合。
- ③ 本邦又は適用がある外国の法律に明らかに違反していると認められた場合。
- ④ 弊社が弊社以外のものから、当該コメントその他の情報が第 1 号乃至第 3 号の少なくとも一に該当しているとの連絡を受けた場合。
- ⑤ 官公庁又は裁判所等の公的機関から削除するよう命令或いは指導、勧告又は指示等を受けた場合。

第 22 条 (本サービスの保守)

1. 弊社は、本サービスの良好な作動環境を維持改善するために、次の各号に掲げる場合においては会員及び J F T D に事前に通知することなく本サービスの提供の全部或いは一部を中止することができるものとします。この場合、弊社は、会員に生じる損害につき一切の責任を負いません。

- ① システムの緊急保守の場合。
- ② 停電、火災、天災、第三者による妨害行為等によってシステムを作動させ続けることが困難になった場合。
- ③ その他、弊社がやむを得ずシステムを停止すべきと判断した場合。

第 23 条 (その他免責事項)

1. J F T D 及び弊社は、本規約に別途記載されている事項及び次の各号について免責されるものとし、本規約に定める弊社の責任の他は弊社の故意又は重大な過失による場合を除き本サービスに関して責任を負わないものとし、会員が本サービスを利用できなかったことによって発生する一切の損害について、いかなる責任も負わないものとし、

- ① 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他の労働争議、輸送・交通機関の事故、その他不可抗力等弊社の責に帰すことのできない事由によって生じる本サービス提供の不能又は遅滞。
- ② 弊社の商品の発注先、その他本サービスに関する業務の委託先又はこれらの発注先、委託先等につき、前号に定める事由が生じ、又は倒産したことによって生じる本サービスの提供の不能又は遅滞。
- ③ 本サービスに関する内容、情報等の完全性、正確性、有効性その他の保証。
- ④ 本サービスを通じて会員に販売した商品についての保証。

- ⑤ 弊社が発送した商品等が会員の登録配達先に配達されたにも拘らず、弊社の責に帰さない事由により会員又は会員が別途指定した受取人の手に渡らなかった場合。
- ⑥ 本サービスに関するインターネットサイト及びカタログ等に掲載される広告や、本サービスに関する販売促進等に関し、これらを実施した業者と会員との取引に関する一切の事項。
- ⑦ 商品の配達後の商品の滅失・毀損等。
- ⑧ 会員が、本サービスの利用に関して他の会員又は第三者との間で生じた紛争及び関連する損害。なお、この場合、会員は自らの責任と費用でこれを解決し、弊社に対して迷惑をかけないものとします。
- ⑨ 会員における、本サービスを利用するための通信環境、コンピュータ機器及び通信機器に関する一切の事項、並びにこれらの設置費用、インターネットプロバイダ利用料金及び通信料等の費用。

第 24 条 （租税公課等の負担）

1. 本サービスの利用に関して会員に対して課せられることのある租税公課はその一切を会員自らが負担します。

第 25 条 （支払代金の順当順序）

1. 弊社または J F T D は、会員の弁済としての給付が、会員が弊社または J F T D に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして J F T D が適当と認める方法・順序により債務に充当することができ、会員はその充当の指定に対し異議を述べません

第 26 条 （債権譲渡）

1. 会員は、弊社又は J F T D が、会員に対して有する債権を J F T D が指定する第三者に譲渡することについて予め異議なく承認するものとします。

第 27 条 （合意管轄）

1. 会員による本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

第 28 条 （疑義の解釈）

1. 本規約に定めのない事項その他本規約に関して生じた疑義については、会員、J F T D 及び弊社が誠意を持って協議の上、決定するものとします。

第 29 条 特約

1. J F T D 及び弊社が協議して J F T D から会員に対して通知するまでの間については、第 16 条第 3 項の規定は、「本サービスの利用に伴い発生する会員の J F T D に対する支払債務については、出荷日が毎月 1 日から 15 日までの間の日に属する取引については、その翌月 15 日を支払期限とし、又、出荷日が毎月 16 日から月末日までの日に属する取引については、その翌々月 15 日を支払期限とします。なお、支払期限が金融機関営業日でない場合には、その翌営業日を支払期限とします。但し、商品等のうちサービスの場合にあっては別途弊社が定める方法によるものとします。」と読み替えるものとします。

以上

(2010 年 8 月 24 日初版暫定版制定)

(2010 年 9 月 27 日初版確定版制定)

(2016 年 4 月 1 日 2 版制定)